

## スポーツ鬼ごっこ指導員・審判員公認ライセンス制度の考察

### ～知的資産（知的資産・知的財産・知的財産権）の3分類～

(鬼ごっこ総合研究所 主席研究員)平峯 佑志

Consideration of official licensing system of Sports Onigokko instructor・referee  
～Three classifications of intellectual assets (intellectual assets・intellectual property・intellectual property rights)～

(Onigokko Research Institute Chief researcher) Yushi Hiramine

---

キーワード：ライセンス制度・知的資産・知的財産・知的財産権

---

略歴：国際スポーツ鬼ごっこ連盟 事務局長・東京都スポーツ鬼ごっこ連盟 理事長  
日本知財学会 会員・知的財産管理技能士会 常設委員会委員

本発表では、(一社)鬼ごっこ協会(以下、協会)で創設されたスポーツ鬼ごっこ指導員・審判員公認ライセンス制度(以下、ライセンス制度)の考察として、知的資産の分類を通じて、ライセンス制度の資産を明らかにしていく。

#### ■ライセンス制度の制度概要・設計目的

ライセンス制度は、協会が2012年に創設された制度である。指導員・審判員の習熟度に合わせて、6段階(キッズリーダー～S級)に分かれている。現在1,742名のライセンス保持者(以下、保持者)が日本全国45都道府県338市区町村に存在している。制度の設計目的としては、ライセンス制度があることで、スポーツ鬼ごっこの理念や競技特性、ルールが適切に保持者に運用されて、保持者を通じてスポーツ鬼ごっこが青少年の健全育成や地域活性化等のために大会・イベント参加者に適切に普及されることを目指している。ライセンス保持者と権利を共有していくために創設された。

#### ■知的資産の3分類

知的資産とは、経済産業省によると「人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるもの」とされている。一般的な特許や商標等の「知的財産権(法)」だけではなく、企業の強みや特色となる資産を幅広く総称する幅広い概念である。知的資産を、経産省では①知的資産、②知的財産、③知的財産権の3段階に分類している。本発表では、この分類に即して考察している。



経済産業省 HP より転載：  
[http://www.meti.go.jp/policy/intellectual\\_assets/teigi.html](http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html)

(1) ライセンス制度の知的資産

知的資産は、ライセンス制度の基本理念、保持者そのものの人材、保持者の指導・審判の形式的な技能、保持者により組織された地域組織（連盟・愛好会・クラブ）、イベント参加者やクラブ会員等とのネットワークが該当すると考えられる。

(2) ライセンス制度の知的財産

知的財産は、営業秘密としての情報（ライセンス公式テキスト、公式ルールブック等に掲載されている独自ノウハウ）、保持者の指導・審判のノウハウ（技術的なことではなく歴年で蓄積された各保持者の独自のノウハウ）、スポーツ鬼ごっこライセンスのブランド価値の以上3点が考えられる。

(3) ライセンス制度の知的財産権

知的財産権は、2018年3月11日現在のライセンス制度では「商標権」「著作権」の2制度が関わっている。他の主な知的財産権の「特許権」「実用新案権」「意匠権」について運用はされていない。「商標権」は、ライセンス保持者に対して、スポーツ鬼ごっこ等の商標権を保持している協会から通常使用権が付与されている。「著作権」は、協会（ライセンサー）の保有する著作物（ライセンス公式テキスト、公式ルールブック）が、保持者（ライセンシー）に対して利用許諾をされている。今後は、競技用品が特許権や意匠権の申請を行っていくことも考えられる。

■ライセンス制度の知的資産運用の課題

ライセンス制度における知的資産運用の課題としては、知的資産の保護・管理をする上で、実際にスポーツ鬼ごっこを普及している保持者や関係者の活動の支障が起きないように、活動を広げていきやすいように、分類を整理して、子どもから大人が分かりやすく行っていく必要がある。また、本発表で分類した構造について、スポーツ鬼ごっこライセンス制度にとどまらずに、日本国内、世界各国におけるスポーツ、文化芸術、音楽、舞台、映画、ゲームコンテンツ、アニメ等の知的資産運用の方法との比較分析をして、考察を深めていくことが求められる。

■謝辞

本研究を進めるにあたり、鬼ごっこ協会スタッフ、ライセンス保持者、日本知財学会、知的財産技能士会の皆様にはご助言やご進言を頂き心より感謝を申し上げます。

■参考

[1]経済産業省HP：「知的資産経営ポータル」[http://www.meti.go.jp/policy/intellectual\\_assets/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html)

[2]特許庁HP：[https://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](https://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm)

[3]鬼ごっこ協会公式HP：<http://www.onigokko.or.jp/>